

出航中止基準及び帰航基準

○出航中止基準

出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。

- ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中

出航地の波高 1、5m 以上

出航地の風速 10m 以上

出港地の視程 500m 未満

- ・落雷の恐がるとき
- ・船長又は業務主任者が危険と判断したとき

○帰航基準

案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。

- ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令
- ・利用者に急病人やケガ人が出たとき

漁場における波高 1、5 以上

漁場における風速 10m 以上

漁場における視程 500m 未満

- ・落雷のおそれがあるとき
- ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予測されるとき